

表7 輸入された商品で、法定計量単位を併記することで、ヤードポンド法による計量単位を使用可能な商品

1	半導体製造装置及びその部品
2	植物油脂及び加工油脂
3	とうもろこし
4	豆類及びその調製品
5	調製穀粉
6	野菜及びその加工品
7	果実及びその加工品
8	生鮮肉類及び肉製品
9	魚類、えび類及びかに類並びにこれらの加工品
10	茶、コーヒー及びココアの調製品
11	香辛料
12	めん・パン類
13	菓子類
14	酪農製品
15	加工卵製品
16	ソース
17	調味料関連製品
18	アルコールを含まない飲料
19	食料品のかん詰及びびん詰
20	化粧品
21	歯磨き
22	化粧石けん
23	医薬部外品であって次に掲げるもの
	イ 口中清涼剤
	ロ 腋臭防止剤
	ハ てんか粉類
	ニ 育毛剤
	ホ 除毛剤
	ヘ 染毛剤
	ト 薬用石けん
	チ 薬用化粧品
	リ 薬用歯磨き類
24	ズボン(ジーンズパンツに限る。)
25	哺乳用具